

平成29年第6回教育委員会定例会

開会年月日 平成29年3月23日(木)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 安 藏 誠 市
同 委 員 外 松 和 子
同 委 員 長 島 良 介
同 委 員 坂 口 節 子

議 題

1 議案

- (1) 議案第12号 練馬区学校施設管理基本計画の策定について
- (2) 議案第13号 練馬区立光が丘第四中学校適正配置実施計画の策定について
- (3) 議案第14号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第15号 練馬区就学対策協議会規則の一部を改正する規則
- (5) 議案第16号 練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- (6) 議案第17号 練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則
- (7) 議案第18号 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求
める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実

- ・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情〔継続審議〕
- (12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情〔継続審議〕
- (13) 平成29年陳情第1号 光が丘第四中学校の閉校方針の再考を求める陳情書〔継続審議〕
- (14) 平成29年陳情第2号 誤った法令理解に基づく光が丘第四中学校の閉校方針の見直しを求める陳情書〔継続審議〕

3 協議

- (1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 練馬区学校施設管理基本計画について〔継続審議〕

4 報告

- (1) 教育長報告
 - ① 平成29年予算特別委員会における質問項目について
 - ② 練馬区立少年自然の家の予約管理システムの更新および利用者サービスの拡大について
 - ③ 練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針（案）について
 - ④ 学校給食費未納金訴訟の結果について
 - ⑤ 平成28年度学力調査研究委員会研究報告書について
 - ⑥ 「練馬区独立70周年記念事業・第35回練馬こどもまつり」の開催について
 - ⑦ 「練馬区子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しの検討に向けたニーズ調査の集計結果について
 - ⑧ 区立保育園の運営業務委託について
 - ⑨ その他
 - i 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
 - ii 「第3次練馬区立小中学校における食育推進計画（平成29年度～平成33年度）」の配付について
 - iii その他

開 会 午前 10時00分
 閉 会 午後 0時05分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	大 羽 康 弘
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	櫻 井 和 之
教育振興部教育施策課長	中 島 祐 二
同 学務課長	山 崎 泰

同	施設給食課長	竹内康雄
同	教育指導課長	芝田智昭
同	副参事（教育政策特命担当）	金木圭一
同	学校教育支援センター所長	風間康子
同	光が丘図書館長	桑原修
同	子ども家庭部子育て支援課長	鳥井一弥
同	子ども施策企画課長	橋間亮二
同	保育課長	三浦康彰
同	保育計画調整課長	近野建一
同	青少年課長	加藤信良
同	練馬子ども家庭支援センター所長	宮原恵子

教育長

ただいまから、平成29年第6回教育委員会定例会を開催する。

案件に入る前に、本日の審議環境についてご説明をさせていただく。本日の会議については、傍聴を希望される方が多数お越しになる可能性があった。現在5名の方がいらっしゃるが、定員を超えた場合に備えて控室を用意し、この会議室での審議の様子を音声として放送している。適切な審議環境を守るため、会場を広くすることはできないが、より多くの方に陳情審査の様子をお伝えするため、控室での音声放送という形で事務局として設定させていただいた。各委員、ご異存がなければ、このまま進めさせていただきたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、このまま審議を進めたいと思う。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は、議案が7件、陳情14件、協議2件、教育長報告9件である。

(1) 議案第12号 練馬区学校施設管理基本計画の策定について

教育長

初めに議案である。

議案第12号「練馬区学校施設管理基本計画の策定について」説明をお願いします。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

以前、協議案件として審議をさせていただいた練馬区学校施設管理基本計画が議案として提出されている。今説明があったように、文言の一部を訂正させていただいたが、大きな変更ではないため、できれば本日、決定をさせていただきたいと思う。それを前提に各委員のご意見、ご質問があればお出しをいただければと思う。いかがか。

今後、この計画をもとにどのように進めていくかという見通しはあるか。

教育施策課長

今後の進め方については、本計画の2ページをお願いします。2ページの1.3に書いてある実施計画の策定についてである。今年度、この基本計画を策定して、29年度は練馬区学校施設管理実施計画の検討に着手させていただこうと考えている。また、その下の「適正配置基本方針の策定」というところで、実施計画の策定に当たっては、この適正基本方針の策定と整合性を図りながら進めることとしている。こちらの基本方針の策定に向けては、引き続き、実施計画の策定に合わせて検討していくというスケジュールで考えている。

教育長

あくまでも今回は基本計画ということで、大まかな方向性を示させていただいたということである。具体的な内容については、これから実施計画や適正配置方針をつくっていくので、今後、教育委員会の中でも細かく資料を提出してもらい、審議をしていきたいと思う。基本計画として、今回、説明をしたということである。いかがか。

坂口委員

地域の人たちは、学校施設がどんな方向になるか、老朽化の様子などを見ている。基本計画がきちんとあれば、練馬区ではこのような計画になっていて見通しがあるから少し我慢するということも考えられる。50年ぐらい経過した校舎がたくさんあるけれども、あと30年ぐらいは大丈夫とか、学校の規模が人口の推移とともにこんなふうになっているなど、いろいろなことを資料で学ばせていただいた。

1つだけ、31ページ、「改修の基本的な考え方」について、これは皆さん大変関心がある。立派な学校にしたいという気持ちがある方たちにとって、とても大事なことであるが、これも40年目や60年目を目途になど、基本的な考え方ができている。この診断は、業者による第三者評価のように行うのか教えていただきたい。

教育施策課長

学校の今後の目標使用年数を定めさせていただいている。計画の27ページをお願いします。学校については80年を目標使用年数と定めており、80年もたせるように適宜改修等を行っていく必要がある。それに当たって、学校については築50年をめどにコンクリートの圧縮強度、中性化の状況などの状況を確認して、その後、80年までもたせるような改修をするか、また、60年の時点で改築をするかという判断をさせていただこうと思っている。そのときの判断基準としては、この中性の状況等について、例えば耐震診断を実施している場合には、そのときに計測している数値などがあるので、そ

れらを使って施設の老朽状況を確認しながら今後の学校の管理をどのようにしていくかというのを判断させていただこうと考えているところである。

施設給食課長

改修については日常点検、また法定点検を実施して、その都度、風害などの兆候を確実に把握したいと思っている。特に各学校から日々いただく声を重要視して、20年ごと、また40年目には、さらにその20年ごとのものに加えての工事になるが、年数をモットーとして考えて、随時判断していきたいと思っている。

外松委員

7ページのところで、適正配置と関係してくるかと思うが、このグラフを見ても、練馬区の小中学校の数と児童生徒の数は、現在の段階ではかなり乖離があるのかなと思う。練馬区だけではなくて、少子化、そして高齢化の社会というものは、日本中どここの地域でも課題になっていることであり、この適正配置という言葉は今後、避けては通れない大切な課題だと感じている。特に練馬の場合だと、中学校ではかなり生徒数の少ない学校が出てきてしまっているので、この適正配置は早急に対応していかなければならないことだと感じている。だが、公立の小中学校というのは、地域と密接に関係がある。特に近年は地域の方々のご尽力、理解がなくては学校が成り立たない、そんな一面もあるので、さまざまな角度から適正配置に取り組んでいかなければいけないと感じている。

教育長

ご意見として、ありがとう。ほかにいかがか。

いずれにしても築50年を超える学校が40%、4割を超えるということなので、これから改築の問題は非常に大きい課題になってくる。また、改修の問題も今、坂口委員からお話しいただいたように、場当たりに改修するのではなくて、きちんと計画を持って改修していくことが大事になってくるわけである。そういう意味では、管理基本計画が持つ意味合いは非常に大きいと思っている。

もう一つは、今、外松委員がおっしゃっていたけれども、老朽化という理由だけで改築するのかということであるが、そうではなくて、やはり適正配置の問題、小中一貫教育のあり方の問題、そのほかいろいろな要素を総合的に判断して改築を進めていくことが大事だということ、この基本計画の中でうたっているわけである。具体的に実施計画を作成する中で、どのような順番で学校を改築していくか、あるいは適正配置方針を策定する中で適正配置の考え方をどのように整理していくかと、それらも相まって、これからの学校のあり方、学校施設のあり方の道筋がつくられると思っている。そういう意味でこの学校施設等基本計画は大変重要なものだと思っている。

ほかにご意見はいかがか。それでは、この辺でまとめたいと思う。

議案第12号については承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第12号については承認とする。

なお、この承認をもって協議の(2)の「練馬区学校施設管理基本計画について」は終了させていただきたい。実施計画や適正配置基本方針をつくるときには、また協議案件にのせたいと思うが、学校施設管理基本計画の項目としては協議案件から除きたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

(1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕

教育長

それでは、次の議案である。

議案第13号「練馬区立光が丘第四中学校適正配置実施計画の策定について」であるが、この案件に入る前に、進行についてお諮りをする。この議案については、関連する陳情2件が継続審査となっている。また関連する協議案件として、新たな資料が提出されている。そこで進行としては、まず協議案件として提出された資料について説明と質疑を行い、次に議案の審議、最後に陳情の審査を行いたいと思うが、それでよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのように進めさせていただく。

では、まず協議案件について行いたいと思う。協議(1)「光が丘第四中学校の適正配置について」、資料8が出ているので、事務局から説明をお願いする。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

パブリックコメントを実施し、お寄せをいただいたご意見と、それから別途、保護者説明会を開催していて、そのときにお寄せいただいたご意見も含めて67件の意見をいただいた。それについてのご意見の中身と区側の考え方を整理したものが、資料8として、今説明があったところである。

この件について何かご質問、ご意見はあるか。

坂口委員

8ページ、2月4日の保護者説明会に13名の出席者がいらして、4件あった意見の内容が8ページに書いてある。この意見をおっしゃった方たちは、1年生、2年生、どちらの保護者でいらしたか。その辺はわかるか。

教育施策課長

記憶の中になってしまうが、たしか光が丘四中の1年生の保護者だったと記憶している。

坂口委員

1年生の親としては、やはり一番気になることである。13人の出席者のうち意見としては4つで、区の対応は全て丸になっているから、特に大きな抗議や反対などはなく、皆さん受け入れた上のご意見だと思うがいかがか。

教育長

その辺りはどうか。

教育施策課長

当日、説明会の雰囲気としては、1年生の保護者の方から、状況としては理解した上で、今後学校としてはどのような対応をしていただけるかというご質問があった。当日の雰囲気としては、特に感情的な発言があったというような状況ではなかった。

坂口委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。

外松委員

感想みたいになってしまうけれども、現在の1年生が一番、生徒自身、それからご家庭もつらいところではないかと思う。けれども今、ご説明いただいたような雰囲気だとすると、これは推察であるが、ここ何年間かの光が丘四中の生徒たちの推移は、もしかしたら一番身近にさまざまな思いで過ごされて、お子さんを光四中に入れていらっしゃる方たちなのということも思いをはせる。だから、今後は在籍している生徒たちをほんとうにケアしていかなくてはいけないと感じている。

教育長

今、外松委員がおっしゃったとおりで、そのための実施計画を今回つくったということである。ほかにいかがか。よろしいか。

(2) 議案第13号 練馬区光が丘第四中学校適正配置実施計画の策定について

教育長

特にご意見なければ、これに関連する議案の審議を行いたいと思う。議案第13号の「練馬区立光が丘第四中学校適正配置実施計画の策定について」、資料2が出ているので、

この議案についてのご説明をお願いします。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

先ほどの報告のとおり、パブリックコメントを行い、それを踏まえて最終的な案をここに提出させていただいている。本文については変えていないということでしょうか。

教育施策課長

はい。

教育長

本文については、素案から案にしたときには変えていないということである。これについても素案の段階で随分ご意見をいただき、ご議論させていただいた。できれば本日、教育委員会として、この実施計画を決定させていただきたいと思ってお出しをさせていただいている。

いかがか。ご意見、ご質問あればお願いします。

もしよろしければ、これでまとめたいと思うがよろしいか。

それでは、議案第13号については承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第13号については承認とする。

事務局においては、ただいま決定をした「練馬区立光が丘第四中学校適正配置実施計画」を速やかに保護者や区民に周知していただくとともに、今後の進め方については、計画どおり十分な配慮をもって対応していただくようお願いをする。

- (13) 平成29年陳情第1号 光が丘第四中学校の閉校方針の再考を求める陳情書〔継続審議〕
- (14) 平成29年陳情第2号 誤った法令理解に基づく光が丘第四中学校の閉校方針の見直しを求める陳情書〔継続審議〕

教育長

それでは、進め方をお諮りしたとおり、次に関連する陳情（13）光が丘第四中学校の閉校方針の再考を求める陳情書及び（14）陳情第2号、誤った法令理解に基づく光が丘第四中学校の閉校方針の見直しを求める陳情書、これらの陳情について審議をお願いしたい。光が丘第四中学校の閉校については平成28年陳情第1号の審査によって白紙撤回をとの申し出について教育委員会として不採択との判断を行った。今回の陳情2

件については、合意形成など手続の不備、誤った法令解釈、1校のみの閉校による弊害等々を主張されて、閉校を見直してほしいというのが趣旨であると理解している。陳情に書かれた一つ一つの主張については、前回、事務局の考えを聞き、この場で委員の皆様とやり取りもさせていただいた。それらを踏まえて本日は、各委員の、この陳情に対するご意見をお聞かせいただき、できたら本日、結論を出したいと思っているので、よろしく願いをする。

その前に何かご質問や確認したいこと、事務局に何か聞きたいことなどはあるか。特によろしいか。

それでは、この陳情に対するご意見をお聞きしたいと思う。今日は坂口委員から反時計回りで行きたいと思う。よろしく願いする。

坂口委員

2つの陳情を改めて丁寧に読んだ。この陳情第1号の裏のページの真ん中あたりに記載されているが、学級数、生徒数が少なくなると、いろいろな弊害が起きるということを心配しておられる。過小規模校があるからこそ適正な人数の中で学校教育を受けてほしいという思いがある。解決策としては、やはり適正規模の学校を選んで行っていただく。そして、そこで普通の中学生らしい教育を受けていただくほうが、その子供たちにとっての生きがいにもなるのではないかと思う。したがって、この光が丘四中の閉校方針に対して私は支持したいと思う。

長島委員

子供たちが適正な環境の中で、ほかの中学校に通っている子供たちと同じチャンスを得られて、学校生活を送っていくことが一番大事である。その機会を取り上げたり、その機会がない状態を放置することは、大人としては絶対避けるべきだと思う。廃校に対するさまざまな反対のご意見もあるとは思いますが、子供たちのことを大前提に考えていくと、それなりの人数と、部活動などの学校環境が最も大事であって、そういった環境の中で子供たちが3年間過ごせるようにしていくべきだと考える。今回の閉校については進めていかざるを得ない、というのが私の感想である。

安藏委員

私も長島委員と同じように、学校のクラスが3クラスしかないという状況から考えたときに、過小規模校の問題も挙がっているけれども、それ以前に3学級というのは、あまりにも小規模になってしまっているというところと、子供たちの生活を考えたときに、学校の行事もそうであるが、教育環境として決していいものではないと思う。

いろいろなご意見があるけれども、当事者の方からのご意見がちょっとあまりにも少ないような気もした。

その辺りも踏まえて、在校生にとっては残酷という捉え方も1つはあるだろうが、むやみにこの状況を延ばしても、さらに残酷な状況に子供たちを置くことになってしまうということを見ると、期間的に早く決断をされるということに対しても陳情の内容にはあるけれども、ここは早急に決断しなければいけない問題かなと思った。

外松委員

まず陳情第1号に、「保護者や地域住民と丁寧な対話を通じての合意形成の努力をしていません」とあるけれども、昨年の9月からこの2月までの間に11回の説明会を開催している。対象の方たちも四中の保護者の方、四中の先生方、学区内の保護者の方や地域住民の方たち、四中の特別支援学級の保護者、四中の区域内全体の保護者、関連のある秋の陽小、光が丘第八小学校の保護者に対してもと、対象者もかなり細かく分けて説明会を開催している。そういう方たちのお声がいろいろと取り上げられて公開されている。四中の現状、そして今後についてご理解いただけるように、丁寧にやってきているのではないかと思う。

それから、陳情第2号の「誤った法令理解の適正規模」ということが陳情として挙げられているけれども、練馬区は決して誤った適正の法令理解はしていないと思う。先ほども申し上げたように、ほんとうに今、日本全国で少子高齢化が進んでいて、どこの地域も適正規模が課題になっている。文科省の発表の中にも、標準基準数を12から中学校の場合は18学級としているし、練馬と同じような他区でも同様な規模にしているところが多いということは、いろいろ調べるとわかることである。振り返ってみると、四中は平成14年度ぐらいから20年度ぐらいまでは各学年3クラスあって、中学校としての、集団としての形があって、充実した教育活動ができていた。しかし平成21年度からは学年が2クラス、しかも1クラスの人数が例えば21人だとか、十数人だとか、41人を超えたため2クラスにしたという実態がある。形上は2クラスの体を成しているものの、ある程度の人数がいることによってさまざまな教育効果が生まれてくるわけであるが、四中に関しては、この数年間どうだったのか危惧される。成長段階にある子供たちの将来を思うと、適正な規模というのは非常に大切なことで、ほんとうに考えていかなければならないことだと思っている。

また、3番目に「光が丘三中との合意形成が必要なこと」とある。それは私も同感である。生徒のことを中心に捉えて、事務局も対策を具体的に考えて、丁寧に生徒に寄り添って進めていく考えであると認識している。

以上のことから私は、今回の陳情第1号、第2号に関しては不採択と考えている。

終わりに、光が丘地域について少しお話しさせていただきたいと思う。かつて光が丘地域は、その地域内にあった8つの小学校を廃校にして、新たに現在の4つの小学校を開校させたという歴史を持っている地域である。その当時、学校、保護者、地域住民の方たち、そして子供たちと教育委員会、事務局、多くの方々が学校の適正規模について考え、そして、皆さんがそれぞれの立場で、新しい学校をつくるということをなさってきたという経緯がある地域である。そして思い出のある学校の閉校に向けて、皆さんが努力を注ぎ、新しい学校の開校にあたり、現在のすてきな地域の公園の名前がそれぞれついた学校になった。私も、かつて光1から8、あとは田柄第二小などの運動会に行かせていただいたことがあったが、少ない人数の中で、気の毒だなというその感はずいぶん拭き去ることはなかなかできなかった。そういうことを考えると、今、あのように決断して、多くの方々のお力をいただきながら4つの小学校になって、活気も戻り、そのかわりケア面に関して、ほんとうにさまざま厚く厚く丁寧にやってきたけれども、そういうこと

が皆、功を奏して、現在の4つのすばらしい学校になっていると思う。それはあらゆるジャンルの方たちのご努力があつての現在であり、そういう経験を持つ光が丘地域の方たちにいる。今回の四中のこともほんとうに大切に考えてくださり、きっと丁寧に取り組んでいただけるのではないかと感じている。どうぞよろしく願います。

教育長

それでは、私も意見を申し上げたいと思う。前の陳情の審査の際にも申し上げて繰り返しになるけれども、私としては光が丘第四中学校の現状や将来予測を見ると、これはどんなに学校が今後努力を重ねても限界は明らかだと考えている。そのとき最も気の毒なのは生徒たちである。すぐそばの中学校と一緒にすることによって、より豊かな中学校生活を送らせてあげることができるのに、それをせずに時間ばかりを重ねるとするのは、教育委員会がやるべきときにやるべきことをやらない、いわば責任を問われる問題だと私は考えている。合意形成の努力や統廃合の手法についてご批判をいただいた。ご批判があることは謙虚に受けとめなければならないけれども、私どもはそれぞれの説明会で誠心誠意お話をしてきたし、速やかに実施することがむしろ一番子供たちの負担を少なくするとの考えで、手法についても判断したつもりである。閉校を前にした在校生に対して、いかに充実した学校生活を送ってもらい、それぞれの生徒が自分たちの将来に自信をもって、光が丘第四中学校に誇りをもって卒業していつてもらいたい。教育委員会が今やらなければならないのは、そのために何をすべきかを学校とも相談して最大限の努力をすること、これこそが教育委員会が今やらなければならないと思っている。その意味で、先ほど実施計画も、この立場で決定をいただいたと考えている。したがって閉校方針を見直せとのご要請については、私としては応じることはできないと考えている。これが私の意見である。

今、各委員からご意見をいただいた。ご意見の内容をお聞かせいただく限り、方向性は一致していると思うので、この辺りでまとめさせていただきたいと思う。2つ陳情があるので、陳情第1号から順番にお諮りをする。

平成29年陳情第1号については不採択としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、陳情第1号については不採択とさせていただきます。

次に、平成29年陳情第2号についても不採択とさせていただきたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、不採択とさせていただきます。

なお、今、外松委員からもご意見のあった、今いる在校生のケアをしっかりとやっていただきたいということは、前回の陳情の際にも私からも申し上げたけれども、改めて申し上げます、事務局によろしくお願いをしたい。

それでは、陳情の2件については以上で終わらせていただき、議案に戻っていただきたい。

(3) 議案第14号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

(4) 議案第15号 練馬区就学対策協議会規則の一部を改正する規則

教育長

議案の(3)議案第14号「練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」、資料3と関連する(4)議案第15号「練馬区就学対策協議会規則の一部を改正する規則」、資料4について、あわせて説明願う。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

組織の改正ということで、課は変更していないが、係を大分変えている。何かご質問あるか。

坂口委員

係新設と出ているけれども、全体に増えるのか。

教育長

全体の数としてはどうなのか。

保育課長

こども家庭部の組織改正についてであるが、保育課については係が2つ減る。その分、保育計画調整課のほうが1つ増えるので、全体としては、こども家庭部は1減ということになる。

教育長

よろしいか。
坂口委員、どうぞ。

坂口委員

おそらくこういう言葉のほうが区民にとってわかりやすいだろうということで変わったのだと私は解釈した。でも、窓口では混乱するかなと思う。働く皆さんが新しい係名

に慣れるということも大事である。

外松委員

今、委員からも質問があったが、いろいろと検討されて、施策を行うためによりよい方向に向けて、組織を整えられたのではないかと感じている。フットワークも軽やかに、よりよいことをやっていただけるのではないかと感じている。よろしく願います。

教育長

ほかによろしいか。よろしければ、この辺でまとめたいと思う。
14号、15号、まとめて承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第14号及び第15号については承認とさせていただきます。

(5) 議案第16号 練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則

教育長

次の議案である。(5) 議案第16号「練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則」、資料5が出ているので説明をお願いします。

青少年課長

資料に基づき説明

教育長

背景としては出張所の再編の問題があり、そこに今までもいらっしゃった方々の名称を変えて、今回所管も教育委員会所管になったということか。

青少年課長

今まで地域支援推進員として、出張所の職員とともに育成地区委員会の仕事や出張所に関する仕事等をしてきた。地域振興課に属していたが、「青少年等支援委員」という形で、青少年課に所属する職員として改めて規則に設置するものである。

教育長

仕事の中身が変わることはあるのか。

青少年課長

仕事については、青少年育成地区委員会に関することが基本になる。その他、出張所

に関することについては、出張所が廃止になるので、兼務していたそういった業務内容はなくなり、主に青少年育成地区委員会に関することが主体になる。ただ、その他、地区に関することで地域活動に関することが加わる。今までどおりもやっていたが、その部分は一部残るということになる。

教育長

そういう意味では大きな仕事の中身の違いはないけれども、教育委員会所管になったので、教育委員会の規則にしっかりと位置づけをするため、規則の一部改正を今回議案に出させていただいたということである。ご質問、ご意見はあるか。よろしいか。

それでは、議案第16号については承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、承認とさせていただきます。

(6) 議案第17号 練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

教育長

次に、議案の(6)議案第17号「練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則」、資料6の説明をお願いします。報告の2番と関連する内容であるので、あわせて説明と質疑を行いたいと思う。資料6と資料10をお手元にご用意いただきたい。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

練馬区立少年自然の家の予約管理システムを大きく変えたということの説明があった。いかがか。何かご質問、ご意見あるか。

坂口委員

私の周りの方は、団体でいろいろな活動をするためにこういうところを利用していらっしゃる。より使いやすくなったということで大変よい。私の感想だけれども、「特別料理」から「追加料理」と文言を変えるだけでも、これだけの手続きを経るということはちょっとびっくりした。

教育長

ほかによろしいか。

それでは、議案第17号については承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、承認とする。

(7) 議案第18号 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

教育長

次の議案である。(7) 議案第18号「練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、資料7が出ているので説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

これについても条例改正に伴う規則改正であるのでよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、この議案第18号についても承認とする。

それでは、次に陳情案件である。陳情第13と14については先ほど審議を行った。このほか継続審議中の12件の陳情については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、これらの陳情については、本日は継続としたいと思う。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

次に協議案件である。協議(1)については、先ほど議案および陳情とあわせて質疑を行った。また協議(2)については、計画の策定とともに終了とさせていただいた。

協議の(1)の光が丘第四中学校の関連の協議については、このまま案件としては載せておきたいと思っている。

(1) 教育長報告

- ① 平成29年予算特別委員会における質問項目について
- ② 練馬区立少年自然の家の予約管理システムの更新および利用者サービスの拡大について
- ③ 練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針（案）について
- ④ 学校給食費未納金訴訟の結果について
- ⑤ 平成28年度学力調査研究委員会研究報告書について
- ⑥ 「練馬区独立70周年記念事業・第35回練馬こどもまつり」の開催について
- ⑦ 「練馬区子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しの検討に向けたニーズ調査の集計結果について
- ⑧ 区立保育園の運営業務委託について
- ⑨ その他
 - i 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
 - ii 「第3次練馬区立小中学校における食育推進計画（平成29年度～平成33年度）」の配付について
 - iii その他

教育長

次に、教育長報告である。本日は9件報告をする。
 それでは、報告の①番についてお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

今回もたくさんの質問をいただいた。何かあれば、ご確認いただければと思うがいかがか。何か気になる項目はあるか。

安藏委員

まだ集計をとっていないかとは思いますが、ちょっと気になっているので、待機児の状況がある程度わかれば教えてほしい。

保育計画調整課長

保育所の待機児童についても、今回さまざまご質問をいただいたところである。先だつての教育委員会で、補正予算の質疑の中で、若干お話をさせていただいたが、区の利用調整をする施設に関していえば、今回11月末日の段階で5,130件の申し込みをいただいた。これは前年度に比べて同時期で511件の増という状況であった。ただ、これについては、転園を希望されている方も入っているということ、また、練馬こども園や認証保育所等の状況については入っていないということがある。そうしたことから、待機児童の見込みを話すには、まだまだ流動的なところが大きい。私どもとしては引き続き、認証保育所や馬こども園の状況を含めて、窓口、あるいは電話でお問い合わせをされる保護者の方に情報を適宜提供しながら、年度末ぎりぎりまで待機児童解消に向け

て取り組んでいく、そういった旨のご答弁をさせていただいた。

こども家庭部長

待機児童数は5月の中下旬までお待ちいただきたいと思う。ただいま保育計画調整課長が申し上げたとおり、12月2日に申し込んだ人が1次の申し込みであり、その結果が2月17日に出た。結果的に、1次の申し込みのご希望がかなわなかった人に対して2次の申し込みをして、その結果が3月10日に出た。それ以降、6次、7次と、ぎりぎりまで、とにかく繰り上げの方の承認を行う状態が年度末まで続く。保育所や小規模保育事業は、区が申し込みを受けて、その方のご希望を踏まえて入園を決定させていただいているけれども、認証保育所や練馬こども園については、我々が関わっていないところである。そういうところに入園されている方を4月1日以降に調査をさせていただいて、結果的に保育がちゃんと受けられる状況下にあるかという数字を4月に固めることになる。それから、区外へ転出される方もおられる。年度末から年度初めにかけて住民票の異動等があるので、そういう方は練馬区のお申し込みから除外をさせていただく。さらに、現在仕事はしていないが、保育園に入れる見込みがあるなら仕事を探すという方、いわゆる求職中の方がいる。その方々についても、4月以降に、お仕事はどうされているか、また求職活動はされているかなど、お一人お一人電話で調査をさせていただき、現在の数から対象でなくなった方、保育の環境が整った方を引き算していき、数が出るのが5月の中下旬というところである。今の段階では、5,100名を超える方々のお申し込みがあり、去年より10%ちょっと増えている状況にあるが、一方では1,000人以上の枠の拡大もしている。500名の方々の増えた分は、1,000人分拡大しているのだから、数的には、ゆとりがある状況にはあるのだが、ご希望の方の地区に、また、ご希望の方の種類に合った保育所等がそこに整備されているかという地域の状況もある。引き続き年度末まで、全力でその方々のご相談に応じ、繰り上げをさせていただくとともに、4月以降に数字を固めて、5月の中下旬にご報告をさせていただきたいと思う。少々お時間をいただきたい。

教育長

一言に待機児童というが、この数を出すということは、大変な作業が必要なものである。軽々に数字を出すと、その数字がひとり歩きをして、マスコミに取り上げられるということもあって、しっかりとした数字を出すということに注力しているということでご理解いただければと思う。

ほかにいかがか。

外松委員

1ページの8番、不登校対策についてとあるが、学ぶ機会の確保というのは、どのような角度で質問があったのか。

副参事

学ぶ機会の確保についてのご質問の内容である。昨年の12月に「義務教育の段階に

おける普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布されて、現在区では適応指導教室、また居場所支援などを行っているという前提の中で、国会では民間のフリースクール等の議論もされている。今後、不登校の子供たちに、学ぶ機会をどのように確保していくのかというご質問をいただいた。

現在の適応指導教室、そして個別指導、さらに基本的な生活習慣の確立が必要な子供たちにはスクールソーシャルワーカーがかかわりながら、居場所支援を実施しているということをお話しさせていただきました。今後、学校内での別室登校や、先ほどお話しした学校教育支援センターの適応指導教室等のさらなる充実、さらに民間団体とも連携しながら、不登校の子供たちが学校内外で学ぶ機会を確保していきたいということを回答した。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

それでは、次へ移る。報告②番については先ほど質疑等を行ったので、報告の③番についてお願いをする。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

障害児に対する対応方針ということで、障害のある子供たちへの支援については、ご承知のとおり「教育・子育て大綱」にも載せさせていただいているが、その前に、みどりの風吹くまちビジョン、またはアクションプランの中にも、この方針をつくるということが位置づけられており、今般こういう形で案を作成したということである。

何かご意見、ご質問あるか。

坂口委員

障害児のいるご家族にとっては、幼稚園、保育園から、小学校に上がるにあたって、一番の心配は子供へのケアがどうなるのだろうかということである。それから、送り出す側にしても、子供たちそれぞれの対応方法があるのに、それをお伝えする時間がなかなかできずにいる。連携支援会議をやっていただくとか支援シートの用意など、そういうこともほんとうにすばらしいやり方だと思う。

それからもう一つ、「障害児」と一言でいうが、たんの吸引がネックになり行かれない方に対しては大変な救済であるが、さまざまな全ての障害を含んで、このような連携シートや連携支援会議ができると思ってよろしいか。

学務課長

連携支援会議の開催については、新年度初めて行うことになっているが、すべての障害児について会議を行うかどうかについては、なかなか全件は厳しいところがある。連携の必要性が高い児童を対象に対して、この会議を開催するというので、まず進めていきたいと考えている。

坂口委員

よろしく願います。

教育長

よろしいか。ほかいかがか。

外松委員

ほんとうに一人一人に手厚い教育ができる、そういう準備が整ったのかなと思う。看護師を安定して確保するための職の設置なども認められているし、経験豊かな園長先生たちを私立保育園や幼稚園などの補助にするというところはきめ細かいと感じた。障害のある保護者の方たちも安心して預けることができるのではないかなと思う。

この資料11-3の19ページ、20ページの連携支援シートのところであるが、特に⑥番や⑤番の入院歴などはもう少しスペースがあったほうがいいのではないかなと思う。書く側の立場に少し立っていただいて、もう一度このスペースについて、検討いただけたらいいなと思っている。

学務課長

今、委員がおっしゃった連携支援シートの意見については、障害者団体等のヒアリングの中でも出ていた内容であり、基本的にこのシートの使い方は、紙ベースというより、ワープロを使って作成すると考えているので、枠については必要に応じて、拡大するなど、スペースを確保するようにしたいと考えている。

教育長

ほかに、いかがか。よろしいか。

安藏委員

対象になるのかちょっとよくわからないが、障害児かどうかグレーゾーンの部分について、私立幼稚園の場合は専門家がいるわけではないので、光が丘にあることも発達支援センターで医師の診断を仰いだり、いろいろとアドバイスをもらったりしている。子供たちをそこに送り出すときに、なかなか診てもらえるまでの待ちが非常に長い、その辺りについてはこの支援とは別の問題なのか。

学務課長

こども発達支援センターでの診察等についてのお話だが、これまで何回もいろいろなところでご意見をいただいている。予約に時間がかかり、診てもらうまで時間がかかるというお話はいただいている。こちらは所管となっている障害施策推進課で対応を行っていて、仕組みの変更やあるいは人員増といったことによって、改善を行っているという話は聞いている。ただ依然として、まだ時間がかかる部分があるかなと思うので、今いただいた意見については所管にお伝えさせていただきたいと考えている。

教育振興部長

前職が福祉部長であるから発言させていただく。大変申しわけないが、今、学務課長から申し上げたとおり、所管としても、さまざま専門家の確保に努めているところであるが、根本的には児童心理の専門医が非常に限られていて、ご協力いただける医師を福祉部としては集めているところであるが、限界があるということもご理解いただきたいと思う。緊急を要する場合には、ほかの専門の病院の紹介など、そういった手当ても講じさせていただいているところである。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

それでは、まだ報告事項があるが、このまま続けると時間をオーバーしてしまうので、今日どうしてもご報告させていただきたい案件について、順番が変わるが先にやらせていただきたい。

報告の⑧番、「区立保育園の運営業務委託について」、資料16をご用意いただき、先にやらせていただきたいと思う。

保育計画調整課長

資料に基づき説明

教育長

今も説明があったように既に60園の区立保育園のうち20園は民間委託をしているが、さらに10園の委託を行うということで委託園の公表をさせていただいた。

何かご質問、ご意見あるか。よろしいか。

それでは、その他の報告について、願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

いつもの後援名義の使用であるのでよろしいか。

それでは、次の報告事項について、願います。

教育指導課長

「第3次練馬区立小学校における食育推進計画」を机上にお配りしている。案の段階で当委員会にご報告をして、意見を頂戴したところである。このたび、本計画が確定したので報告をする。後ほどお読みいただきたい。

教育長

これについてもよろしく願います。

もう1件、報告をお願いします。

子育て支援課長

昨年12月16日の教育委員会でご報告をさせていただいた練馬区放課後児童等の広場（民間学童保育）の運営事業者の決定について、4月1日より開設予定の民間学童保育の2つの事業者の決定をご報告をさせていただきました。そのうちの1つの事業者が、名称は石神井台学童保育所 colors、運営主体が株式会社アンジェリカというところである。所在地が石神井台8丁目18-27であるが、予定どおりの募集を行っていたものであるが、今般事情があつて募集の一時中断ということになった。その件についてご報告をさせていただくものである。

内容としては、アンジェリカについては、学童クラブ開設ということで準備を行っていたわけであるが、設置場所が共同住宅、いわゆるマンションの1階部分であり、マンションの管理組合から、学童クラブの運営方法について、もう少し話し合いたいという申し入れがあつたというところである。現在、株式会社アンジェリカとマンションの管理組合、それからマンションのオーナーの3者の間で話し合いをしているところである。その間、募集については一時中断をさせていただきたいということで、今回ご報告をさせていただくものである。

教育長

この件については、また状況が明らかになったら報告をしていただければと思う。よろしいか。

委員一同

はい。

外松委員

最後にちょっと一言よいか。

教育長

ちょっとお待ちいただけるか。

報告の④番から⑦番が残ってしまったので、これは次回に回らせていただきたいと思う。それでは、各委員から何かあれば、どうぞ。

外松委員

年度末であるので、ちょっと済まないが、中学校の学校選択制について一言お話しさせていただきます。

学校選択制に関しては、検討委員会があつて、私どもも報告を受けているので、保護者や生徒の方から、現在の制度が約半数ぐらい支持があるという実態があることは承知している。一方で、地域の方々からは防災面や行事面で、いかがなものかという声をいただいていることも事実である。本日は時間がなくてできなかったが、学力調査の結果

で、学力に関してではない設問のうち、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」という設問のところで、小学生も中学生も90%を超える子が役に立ちたい、どちらかといえば、それは当てはまると回答している。一方、もう一つ質問が並行していて、「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という設問に対しては、当てはまる、当てはまらないというのが、小学生だと約半数ちょっと、中学生だと3割と、東京都や全国の平均より低いということが示されていた。練馬区の子供たちは、人の役に立つ人間になりたいと思っているが、現在の段階では、東京都や全国に比べるとそういう環境が少ないというふうに分析されている。現在実施している中学校の選択制は、地域と生徒を分断しているという一面があるわけである。特に、災害等が起きたときはどうすればいいか、ということも検討委員会では課題の1つになっていると認識している。どれがいいかということはなかなか難しいと思う。例えば、現在学校は3学期制になっているけれども、以前は2学期制だった。2学期制になったときは、学習指導要領が改訂されて、小学校低学年でも6時間の日がたくさんできてしまう。学習の効果はあるのか、学校が嫌いになるのではないかなど、そういったことを考えて、どのように学校生活を組み立てていけばよいのかということから、2学期制の検討が始まり実施に移され、小学校ではかなりの効果があったという報告アンケートの実態も出ている。しかし、いろいろな経緯を経て、今また3学期制に戻っている。何か課題が大きくなったら、修正をするということはあっていいのではないのかと考える。適正配置と選択制は非常に深くかかわっており、これから先、すぐに直面する問題だと思うので、どうか大局観に立って検討をお願いしたいと切に思う。

教育長

実は、本日、学力調査の研究報告についてもやるつもりでいたが時間がなく、できなかった。外松委員がおっしゃりたかったことだと思うが、改めて、次回この案件をやるときに、意見を深めていただければありがたいなと思っている。

そのほか、各委員からよろしいか。

それでは、第6回の教育委員会定例会をこれで終了させていただく。